15　第十一項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、ＡＴ普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一項第一号	［同上］
第十一項第二号	［同上］
第十一項第六号	［同上］

16　第十二項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、ＡＴ普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二項第一号	［略］
第十二項第二号	［略］
第十二項第六号	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第四条の表を次のように改める。

改　正　前

（教習の科目の基準の細目）

第一条　［同上］

［一～十二　同上］

十三　大型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）及び第五号から第九号までに掲げる事項

十四　中型第二種免許（府令第二十四条第四項第五号に規定するＡＴ中型第二種免許（以下「ＡＴ中型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）及び普通第二種免許（以下「ＡＴ普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第五号から第九号までに掲げる事項

十五　ＡＴ中型第二種免許及びＡＴ普通第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（ＡＴ中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第五号から第九号までに掲げる事項

2　［同上］

［一～十七　同上］

十八　現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項

［号を加える。］

十九～二十二　［同上］

［二号ずつ繰り下げる。］

［3・4　同上］

改　正　後

（教習の科目の基準の細目）

第一条　道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十三条第一項第一号に規定する技能教習（以下「技能教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

［一～十二　略］

［号を削る。］

十三　大型第二種免許（府令第二十四条第四項第五号に規定するＡＴ大型第二種免許（以下「ＡＴ大型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）、中型第二種免許（同項第六号に規定するＡＴ中型第二種免許（以下「ＡＴ中型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）及び普通第二種免許（同項第七号に規定するＡＴ普通第二種免許（以下「ＡＴ普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（大型第二種免許及び中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第五号から第九号までに掲げる事項

十四　ＡＴ大型第二種免許、ＡＴ中型第二種免許及びＡＴ普通第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（ＡＴ大型第二種免許及びＡＴ中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第五号から第九号までに掲げる事項

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

［一～十七　略］

十八　現に中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項

十九　現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）に係る応用走行　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（転回を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項

二十　現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対するＡＴ大型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項

二十一～二十四　［略］

［3・4　略］